(目的)

第 1 条 この告示は、測量法(昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号)の規定に基づき香美市が管理する測量基準点(以下「公共基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「公共基準点」とは、都市再生街区基本調査により設置された 街区点のうち、街区三角点及び街区多角点として設置された永久標識をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設都計課とする。

(公共基準点の使用手続)

- 第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(様式第1号) により市長へ申請し、公共基準点使用承認書(様式第2号)の使用承認を受けるものとす る。また、使用後には公共基準点使用報告書(様式第3号)により使用結果を報告するも のとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会が、公共基準点使用に係る包括承認申請書(様式第1号-1)により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書(様式第2号-1)による承認を受けた場合は、使用後には公共基準点使用報告書(様式第3号-1)により、公共基準点を使用した土地家屋調査士又は土地家屋調査士会から月単位で使用結果を報告するものとする。
 - 3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書、また、包括承認に基づく場合には、土地家屋調査士会証を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、 速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

- 第5条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書(様式第4号)を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な処置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。
 - 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に揚げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車輌及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、 公共基準点から杭、車輌及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等
- 3 第1項の届出書には、次に揚げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、断面図及び平面図 (掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点が確認できるもの)
- 4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に揚げる図書を添付しなければならない。
- (1) 竣工写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
- (2)公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前、竣工後が対比できる引照 点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は、公共基準点復旧承認申請書(様式第6号)により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない(様式第7号)。

(一時撤去及び移転)

- 第6条 工事施工者(市所管の工事及び公共基準点の設置されている土地、建物の所有者 又は管理者((以下これらを「土地所有者等」という。)の行う工事を除く。)が、公共基 準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・ 移転)承認申請・協議書(様式第8号)により市長に申請し、その承認を受けなければな らない(様式第9号)。
 - 2 市所管の工事にあっては、市長と協議し、その回答を得なければならない。
 - 3 1項の承認申請・協議書には、次に揚げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図及び平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
 - (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
 - 4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、 土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第10号)を市長に提出 するものとする。

(機能の回復)

- 第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支 障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場 合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正 するものとする。
 - 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議の上変更することができる。
 - 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合(以下「事故原因者」という。)は、前2項を適用する。

(機能回復の施工者)

- 第8条 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として 原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は市で行う。
 - (1) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
 - (2) 工事施工者による設置工事が困難と認められる場合
 - 2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、 同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき市で行う。

(設置工事)

- 第9条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法において、復元又は移転・再設を行 う前に市長と協議しなければならない。
- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、再使用が不可能な場合は市長が指定するものを使用するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を 撮影しなければならない。
- 4 設置工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事竣工報告書」(様式第11号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を 受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 この告示による公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取壊 し費用を含む。以下「設置費用」という。)及び公共基準点の測量作業に要する費用(以 下「測量費用」という。)は、次の表により負担するものとする。

区分		設置費用	測量費用(再設法による場合)	測量費用(偏心法による場合)
工事施工者	市所管	0	×	×
	占用企業者 そ の 他	0	0	0
事故原因者		\circ	0	
土地所有者等		X	X	X

- 注1 〇印は、左欄の該当者が原則として復旧測量及び設置工事を施工すること により負担する。
 - 2 ×印は、市が負担する。

(補則)

第11条 この告示により難い場合又はこの告示に定めの無い事項についての取扱いは、 その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。